

# 英国におけるカーボン・オフセットの自主規則(案)(A Voluntary Code of Best Practice for the provision of carbon offsetting to UK customers)に関するパブリックコメントの概要と英国環境・食料・地域省へのヒアリング結果

## 1. 英国環境・食料・地域省へのヒアリング結果

### 【カーボン・オフセット市場への影響】

- カーボン・オフセット市場の成長、そして市場に参入している企業及びオフセット商品<sup>1</sup>購入者の取組を阻害するような規制にはしない。こうした考えから、規則は義務的なものではなく、自主的なものとする。
- カーボン・オフセットを実施する企業及び個人には、まず自ら温室効果ガス排出削減を行い、残りの排出量を相殺するというカーボン・オフセットの考え方について、深く認識してもらえようとする。
- 自主規則(案)を検討する際には、消費者が安心してオフセット商品を購入できるようにすることが重要だと考えた。消費者はあくまでオフセット商品に投資するのであり、オフセットを実施した企業に投資しようとは考えていない。
- カーボン・オフセット市場が混乱しないためにも、オフセット商品の価格設定には高い透明性を求めていく。
- オフセットプロバイダーがカーボン・オフセット商品を消費者に販売する際に、プロバイダーがオフセットに用いる排出削減量の購入及びその取消(キャンセル)の際のタイムスケールについては、明確な基準が必要だと考える。
- カーボン・オフセットに参入している企業が、商品やサービスを提供する際に、できるだけオフセット商品が選択されるよう、消費者の購入を促進すべき方法の構築を目指している。

### 【品質マーク】

- カーボン・オフセット市場における自主的な取組において、オフセット商品に付与する Quality Mark(品質マーク)の使用方法については、将来的には制度化することも考えられる。例えば、品質マークを無断で使用した場合には規制が必要だろう。
- 品質マークはカーボン・オフセットを実施した企業に与えられるものではない。あくまでオフセット商品に与えられるものである。また、品質マークを企業のロゴと合わせて使用する際には、混乱を招く表示方法にならないように規制を設け

<sup>1</sup> このヒアリング結果の節では、英国環境・食料・地域省(以下、DEFRA)の自主規則(案)に関するヒアリングをしているので、京都メカニズムの CER、EU-ETS の EUA のことを指しているとの理解。

る予定である。

- 品質マークは、クレジットの発行元のプロジェクトタイプ、クレジットの算出方法、クレジットについての情報提供の 3 つの側面から評価して付与する予定である。

#### 【VER ( Verified Emission Reduction ) を除外した理由】

- 自主規則 (案) では、カーボン・オフセットの排出削減量として VER を対象にしていない。現状では、すべての VER に信頼性 (追加性等) がある訳ではなく、世界的に VER を承認する方法 (Standard) も統一されたものがないからである。
- 加えて、現状では世界的に VER を統括しているレジストリがない。そのため、ダブル・カウンティング等の恐れも考えられ、こうした理由からも VER を規則の対象には含んでいない。
- 英国は最も早く京都議定書及び EU 法に則ったレジストリを構築したが、そのレジストリの対象に新たに VER を含めるには高額のコストが必要である。また、レジストリ用ソフトウェアを他国が使用することにライセンスを発行してきた関係上、今更 VER を含めたソフトウェアへの変更が困難な状況である。
- CDM による CER であれば、追加性の証明も高い透明性が確保されている。また、国際的なレジストリがあることから、ダブル・カウンティングの心配もない。

#### 【温室効果ガス排出量の算出ツール】

- 規則の内容が充実したものになるためには、カーボン・オフセットを実施する際に必要な温室効果ガス排出量の算出ツールの充実が必要になる。そうしたツールと合わせることで効果的な自主規則になる。最終的に自主規則が完成する際には、温室効果ガス排出量の算出ツールの機能・使用方法等も明確に示す予定である。
- ただ、温室効果ガス排出量の算出ツールで使用する排出係数は、今後の議論のポイントだと考えられ、詳細は未決定である。
- 英国環境・食料・地域省 (以下、DEFRA) の Web サイトで公開している温室効果ガス排出量の算出ツールは、精度を上げていく予定である。温室効果ガス排出量の算出ツールを構築する目的は、国民の関与を高めるためである。また、温室効果ガス排出量の算出ツールの使用を企業に強制することは考えていない。

#### 【Accreditation Body ( 認定機関 )】

- カーボン・オフセット市場を円滑に運営していくために、認定機関は大きな役割を持つ。認定機関は自己採算性を基本とした独立した組織を想定しており、年次報告書を発行する等により透明性の高い組織を目指す。

## 2. 英国におけるカーボン・オフセットの自主規則(案)(A Voluntary Code of Best Practice for the provision of carbon offsetting to UK customers)の概要

### (1) 自主規則(案)とりまとめの経緯

英国政府は、以下のような考え方にに基づき、カーボン・オフセットに関する自主的規則(案)(Code of Best Practice)をとりまとめることとした。

- 政府は気候変動問題について、国民が日常生活において取るべき行動やその行動による影響について、信頼でき、正確な情報を提供する必要がある。
- 日常生活から排出されるCO<sub>2</sub>を削減する方法は、例えば、断熱材を取り付けることや公共交通機関を選択すること等により、日常の行動を変えていくことである。しかし、排出を回避・削減する行動を取れないときや、取ることが困難なときに「オフセットする」という選択肢がある。
- カーボン・オフセットとは、あるCO<sub>2</sub>の排出を別の排出削減活動によって埋め合わせるものであるが、気候変動問題の根本的な「対処法」ではない。カーボン・オフセットは、人々がオフセットすることにより、気候変動問題に対する認識を高めるとともに、人々の行動がもたらす気候変動問題への影響を小さくするものである。
- オフセットとは、例えば再生可能エネルギーの導入や省エネプロジェクトを通してCO<sub>2</sub>の排出削減がなされたプロジェクトによる「炭素クレジット」を購入することを意味する。しかし、オフセットが気候変動問題への対策となるためには、削減クレジットが検証された排出削減プロジェクトから生成されなければならない。また、クレジットに対しては消費者からも信頼されていることが必要である。
- 本規則は自主的なものであり、オフセット提供者は自己のオフセット商品について、本規則に則り認証を受けるかどうか判断することができる。

### (2) 自主規則を策定する目的

英国の自主規則を策定する目的は以下の4点である。

- ・ 消費者のカーボン・オフセットに対する理解を深め、気候変動に取り組む役割を啓発する。
- ・ 消費者がオフセットに積極的に参加し、オフセットという選択をするよう支援する。
- ・ オフセットの機能とオフセット商品への投資への消費者の信頼を高める。
- ・ 英国のオフセット部門の質と認証基準に対する警鐘を鳴らし、英国がオフセット市場を主導していくという立場を消費者に示す。
- ・ 京都議定書の目標達成に向けた英国政府の考え合致したクレジットの供給と、国際的な炭素取引市場のより柔軟なインフラ整備を支援するという戦略を推進するため。

### (3) 英国の自主規則策定までのスケジュール

日程	自主規則策定のスケジュール
2007年1月18日	自主規則(案)に対するパブリックコメントの受付開始
2月	自主規則(案)に関する Frequently asked questions を Web サイトで公開
3月	カーボン・オフセットに関する意識・行動調査
4月13日	自主規則(案)に対するパブリックコメントの受付終了
7月	自主規則(案)に対するパブリックコメントの分析結果の公表  カーボン・オフセットの Accreditation Body に成り得る組織の入札受付開始
8月頃	パブリックコメントに関する分析結果を踏まえて、関係閣僚が自主規則の方針(VERを対象とするか等)の議論開始
9月	カーボン・オフセットに関する意識・行動調査
2007年末まで	最終的な自主規則の公表

### 3. 自主規則(案)の論点及びパブリックコメントの結果

DEFRA がカーボン・オフセットに関する自主規則(案)についてパブリックコメントを募集した結果、約3ヶ月間で166のコメントが寄せられた。コメント提供者の内訳は下記のとおりである。

コメント提供者	比率(件数)
オフセットプロバイダー	16%(27件)
カーボン・オフセット関連業種	37%(62件)
航空業界	8%(13件)
NGO 団体等	23%(38件)
消費者団体	1%(2件)
個人	5%(9件)
その他(公共団体及び学術組織等)	10%(17件)

また、各設問へのパブリックコメントの結果は以下のとおりだった。

#### (1) 自主規則の内容と目的

- ・ 消費者のカーボン・オフセットに対する理解を深め、気候変動に取り組む役割を啓発する。
- ・ 消費者がオフセットに積極的に参加し、オフセットという選択をするよう支援する。
- ・ 京都議定書の目標達成に向けた英国政府の考え合致したクレジットの供給と、英国のオフセット産業に対してリーダーシップを示す。
- ・ 国際的なオフセット市場における英国の地位を確立し、炭素取引市場のより柔軟な

インフラ整備を促進する。

Q01. 英国政府は、自主規則をオフセットプロバイダーに対して適用すべきか。

結果	割合
自主規則の策定に賛成	92%
自主規則の策定に反対	8%

\* 166 件のコメントのうち、155 件がこの設問について回答を寄せた。

その他コメント： NGO 団体からは、オフセットすれば排出を容認することになるので、カーボン・オフセットを公認することに反対の意見があった。

Q02. 英国政府の自主規則（案）の目的に賛同するか

結果	割合
すべての目的に賛成	52%
すべての目的に反対	7%

\* 166 件のコメントのうち、147 件がこの設問について回答を寄せた。

- 目的 1：オフセットと気候変動に関する教育啓発
- 目的 2：消費者にオフセット商品の選択肢を提供する
- 目的 3：オフセット商品への信頼性を高める
- 目的 4：オフセット市場での国際的地位の確立
- 目的 5：オフセットで用いられるクレジットと京都クレジットとの整合性

オフセット市場は発展の初期段階であるため、規制または法制化による介入は効果的な手法ではない。自主規則は、既存のビジネスモデルと新規参入事業者双方が市場に参入できるよう柔軟な制度を想定している。

Q03. 英国政府は、将来的に自主規則に強制力をもたせるべきか。

結果	割合
賛成（規則には強制力が必要である）	21%
反対（規則に強制力は必要ない）	75%

\* 166 件のコメントのうち、124 件がこの設問について回答を寄せた。

その他コメント： オフセットプロバイダーからは、自主的な取組みが機能しない場合は、政府は自主規則に強制力を持たせるべきとの意見があった。

自主規則は、英国国内のオフセットプロバイダーがオフセット商品の一部、またはすべての認証を得るかは自主的な行動に委ねている。オフセット・プロバイダーが多様なオフセット商品を提供している場合は、自主規則に基づき承認された商品のみに品質マークが付与される。

(パラ 3.26)

. Q04. 自主規則は本来任意であるべきか。

結果	割合
賛成（自主的なものでよい）	68%
反対（強制力をもたせるべき）	12%

\* 166 件のコメントのうち、134 件がこの設問について回答を寄せた。

(2) カーボン・オフセットおよび温室効果ガス排出量を算出する方法について

英国政府は、カーボン・オフセットには信頼性の高い CER や EUA が用いられるべきであり ERU は受け入れがたいと考える。消費者が必要とする排出削減量を確約するには、対象となるクレジットは既に排出削減が実施されたものであるべきである。認証されたクレジットは VER よりも高価ではあるが、炭素の価格をより正確に反映したものであるため、消費者の関心を高める効果があると考えられる。

Q05. カーボン・オフセットに使用できるクレジットとして推奨されるクレジットは何か。単一のクレジットか、CER (Certified Emission Reduction) や EUA (EU Allowance) もしくは ERU (Emission Reduction Unit) の複数のクレジットを対象として含めるべきか。

結果	割合
京都クレジット (CER+ERU) に限定	25%
京都クレジット (CER+ERU) +EUA に限定	8%
CER+EUA (ただし ERU は認めない) に限定	9%
EUA に限定	6%
複合型 (Combination) を推奨	18%
新しいクレジットの構築を要望	6%
いずれのクレジットも適切ではないと回答	35%

\* 166 件のコメントのうち、149 件がこの設問について回答を寄せた。(複数回答有)

その他コメント： VER を何らかの方法で認めるべきとの意見が寄せられた。

良質な VER への対処方法について、議論する必要性が認められた。一方、VER は価格が安いことから、VER を導入することで「安価で排出量をオフセットできる」という考え方が広がることへ懸念が寄せられた。

オフセット以外のメカニズムを活用して顧客が既に排出削減を実施しているような場合、認証機関によって排出削減の対象とする分野がまちまちであるため、自主規則においては顧客が他のメカニズムで取得した排出削減量を、企業がオフセットとして利用することを認めない。

Q06. EUA を含む自主規制（案）について、ダブルカウンティングを防ぐ既存の対処方法に賛成か。

結果	割合
ダブルカウンティングを防ぐ既存の対処方法に賛成	80%
ダブルカウンティングを防ぐ既存の対処方法に反対	20%

\* 166 件のコメントのうち、67 件がこの設問に意見なしとの回答を寄せた。

その他コメント：ダブルカウンティングの問題は消費者にとって分かりにくいとの意見が寄せられた。

政府が策定しているデータベースは、企業の排出量については除外している。しかし、オフセット・プロバイダーは自主規則に *Government's Guidelines for Company Reporting of Greenhouse Gas Emissions* の排出係数を自主規則で使用するように求めている。企業の排出量の算定については、今後も的確なガイダンスを提供していく方針である。

Q07. 政府が認める温室効果ガス算出のデータベースをカーボン・オフセットするための温室効果ガス排出量の公式な算出ツールとして用いることに賛成か。

結果	割合
データベースの利用に賛成	79%
データベースの利用に反対	10%

\* 166 件のコメントのうち、125 件がこの設問について回答を寄せた。

その他コメント：排出量の算出についての基準となるため賛成であるという意見があった。産業界、特に航空産業からは排出量測定のベンチマークを早急に決定してほしいとの意見が寄せられた。

Q08. 企業の温室効果ガス排出量の算定方法ガイダンスが提供されるべきか。

結果	割合
企業からの温室効果ガス排出量の算定方法ガイダンスの提供に賛成	80%
企業からの温室効果ガス排出量の算定方法ガイダンスの提供は必要ない	7%

\* 166 件のコメントのうち、51 件がこの設問に意見なしとの回答を寄せた。

その他コメント：既存の温室効果ガス排出量の算定方法を承認した方が早くコストも低いとの意見が寄せられた。

### (3) 自主規則の適用方法

仮に企業が CER と VER 両方の認証を申請した場合、オフセット商品としては CER のみに品質マークが付与されるが、企業は自主規則の要求事項に適合し、品質マークを取得した商品とそうでない商品とを組み合わせることができる。

Q09. 企業がオフセットに用いるクレジットを商品・サービスの一部として販売することに賛成か。品質マークをつけるべきか。

結果	割合
企業のオフセット商品には品質マークを付与すべき	46%

\* 166 件のコメントのうち、92 件がこの設問に意見なしとの回答を寄せた。

Q11 の回答と照らし合わせると、回答者の質問の理解に差があるため、質問自体に問題がある。

Q10. オフセット商品・サービスを販売した時点で消費者は強制的にオフセットに参加するか（消費者はオフセットに参加するかどうか選択しなくてはならない）または不履行のオプション（オフセットに参加しない場合は自己申告する）を与えるか、企業が消費者に選択肢を提供するよう自主規則に記載することに賛成か。

結果	割合
消費者がクレジット購入を選択もしくは不履行することに賛成	41%
いずれも反対	46%

\* 166 件のコメントのうち、68 件がこの設問に意見なしとの回答を寄せた。

その他コメント：クレジット購入へ不履行を与えても、結果として必要ではないクレジットを購入することになると懸念が寄せられた。



仮に企業が排出量のすべてをオフセットすると顧客に公表する場合、「オフセットするために取得したクレジットは政府の基準に適合している」と言うことはできるが、オフセットを実施した企業自身が品質マークを使用することはできない。企業の排出削減はより複雑であり、政府公認のデータベースでも排出係数から除外されているため、企業のカーボン・ニュートラル宣言のために政府の基準を使うことはできない。

Q11. 品質マークは認証されたオフセット商品にのみ与えられるべきであり、企業が自身の排出量をオフセットした場合には認められるべきではないという意見に賛成か。

結果	割合
品質マークの付与は商品にのみ認めるべき	90%

\* 166 件のコメントのうち、98 件がこの設問について回答を寄せた。

その他コメント：企業が自己の排出をオフセットした場合にも品質マークを付与すべきとの意見があった。

Q12. 他に品質マークを使用するにあたり適用すべき条件はあるか。

結果	割合
既存の条件で十分である	32%
既存の条件は不十分である	68%

\* 166 件のコメントのうち、80 件がこの設問について回答を寄せた。

その他コメント：VER にも品質マーク付与すべきとの意見が寄せられた。

消費者には明確なオフセット商品に関する情報が提供されるべきである。オフセット商品の販売には、次のような情報が提供されるべきとの提案がなされている。

- ・ 排出削減プロジェクトからのクレジットの取得が消費者の排出量を相殺しているという分かりやすいオフセットメカニズムの説明
- ・ 個人、企業双方が気候変動への取組み、エネルギー消費量の削減の重要性を理解し、排出削減に取り組むようなガイドライン
- ・ CDM などのメカニズムが炭素クレジットとしてオフセットに用いられているという情報（このような詳細情報は、オフセット商品の販売時に提供される必要はないが、プロバイダーのウェブサイトに掲載するなど消費者への情報提供は必要）
- ・ プロジェクトの支援状況の詳細、可能ならば消費者が炭素クレジットをもたらすプロジェクトの選択肢
- ・ 消費者の支払い価格のうち商品・サービスへの対価と管理コストの内訳（クレジット

- トがプロバイダーのポートフォリオのものか、第三者ブローカーのものか提示することで、ブローカーの仲介による管理コストなどの追加費用の説明に役立つ)
- ・ クレジットの取得とキャンセルがなされた証書の郵送または電子メールでの通知

Q13.下記に示す 6 点の消費者への情報提供に賛成か。

- 消費者にとって明確かつ簡単なオフセットについての説明
- 気候変動への取組み、エネルギー消費削減の重要性、the Energy Trust または the Carbon Trust の指針提供といった情報提供
- 炭素クレジットをもたらすメカニズムの説明
- 出資したプロジェクトの詳細、または消費者が出資するプロジェクトへの選択肢の提供
- クレジットがプロバイダーのポートフォリオからもたらされたのか、第三者機関から提供されたのかといった明細
- クレジットの取得およびキャンセルについての確認書

結果	割合
すべての説明事項の表示に賛成	74%
すべての説明事項の表示に否定的	1%
その他（部分的に否定的）	25%

\* 166 件のコメントのうち、98 件がこの設問について回答を寄せた。

その他コメント： クレジットについての説明を追加すると、その分だけクレジットの価格が高くなり問題であるとの意見が寄せられた。

Q14. 上記の Q08 と関連して、クレジットの購入者は、オフセット・プロバイダーのポートフォリオから投資するプロジェクトを選択できるようにするべきか。

結果	割合
プロジェクトの選択に賛成	53%
プロジェクトの選択に条件付賛成	24%
プロジェクトの選択に否定的	6% <sup>2</sup>

\* 166 件のコメントのうち、87 件がこの設問について回答を寄せた。

その他コメント： 同じ削減量でも、需要が集中するプロジェクトタイプがあると想定されることから、「プロジェクトの選択を『強制的』にすべきではない」との意見があった。また「プロジェクトの選択は一般の人にとって

<sup>2</sup> 報告書には割合が記載されておらず、「87 件中 6 件回答あり」との記述から事務局が割合を作成した。従って、合計が 100%にならないことに注意。

は難しいため、選択可能にする場合は選択基準を明記する等の方法が必要」等の意見が寄せられた。

Q15. 上記の Q08 と関連して、クレジットの購入及びキャンセル時に証明書はすべての消費者に発行するべきか、希望があった場合だけでよいか。

結果	割合
証明書の発行に賛成	87%
証明書の発行に否定的	-

\* 166 件のコメントのうち、84 件がこの設問について回答を寄せた。

その他コメント：消費者団体や NGO は証明書の発行に強く賛成した。また、証明書の発行によりコストが高くなりクレジットの価格が上昇することへの懸念が寄せられた。

取得するクレジットのタイプ（VER か CER かなど）市場価格の変動、プロバイダーが直接プロジェクトに投資したか、またはブローカーの仲介によるかといった様々な要因により、特定の活動をオフセットするためにかかる費用は企業により異なる。

Q16. 消費者がカーボン・オフセット用のクレジットを購入する際、排出削減量価格の内訳が消費者に提供されるべきか。

結果	割合
内訳の表示に賛成	81%
内訳の表示に反対	19%

\* 166 件のコメントのうち、102 件がこの設問について回答を寄せた。

その他コメント：内訳の表示はオフセットプロバイダーの判断に任せるべきとの意見があった。また、英国では電力やガス料金の内訳が求められておらず、同じようにオフセット用のクレジットへの内訳表示も強制すべきではないとの意見があった。

Q17. オフセット商品を購入した時点で価格情報が提供されるべきか。または求められた時のみ提供されるべきか。

結果	割合
価格情報は購入時に提供されるべき	58%
価格情報は求められた時のみ提供されるべき	29%
価格情報を提供する必要はない	13%

\* 166 件のコメントのうち、90 件がこの設問について回答を寄せた。

その他コメント：消費者団体から、クレジットの価格がどのように決められているか理解する必要があるという意見が寄せられた。

Q18. 政府はクレジットの取得・キャンセルの更なるプロセスのガイダンスを提供すべきか。

結果	割合
追加のガイダンスを発行することに賛成	79%
現状のガイダンスで十分	20%

\* 166 件のコメントのうち、84 件がこの設問について回答を寄せた。

その他コメント：NGO 等からは、追加のガイダンスの発行が求められた。

オフセットプロバイダーは、消費者にオフセット商品を販売した際、販売から 6 ヶ月以内に排出削減量の発行元となるプロジェクトを特定して排出削減量を購入しなければならない。また、一旦排出削減量を購入してキャンセルする場合は 48 時間以内に行わなければならない。

Q19. (オフセットプロバイダーが)排出削減量を購入するまでの期間(6 ヶ月)は適切か。

結果	割合
6 ヶ月以内に購入することに賛成	53%
6 ヶ月以内に購入することに反対	47%

\* 166 件のコメントのうち、70 件がこの設問について回答を寄せた。

その他コメント：温室効果ガス排出量を算出するために、場合によっては 1 年以上の期間が必要となり、6 ヶ月は短いとのコメントがあった。また、6 ヶ月以内とすることで、将来において発行するプロジェクトへの投資が難しくなるので、期間を長くするべきとの意見が寄せられた。

Q20. 排出削減量をキャンセルすることができる期間は適切か。

結果	割合
購入後 48 時間をキャンセル期限とすることに賛成	47%
購入後 48 時間をキャンセル期限とすることに反対	18%

\* 166 件のコメントのうち、74 件がこの設問について回答を寄せた。

その他コメント：回答を寄せたすべてのオフセットプロバイダーからは、48

時間は短すぎると回答した。

#### (4) 認証制度について

Q21. オフセットプロバイダーが自主規則を遵守していると示すのに適切な証拠とは何か。

結果	割合
オフセットプロバイダーは、証拠もしくは検証するための報告書を提出すべき	41%
クレジットの発行元となるプロジェクトが共通の基準またはベンチマークにより定期的に検証されること	29%
オフセットプロバイダーは自主規則を遵守するためのシステム（排出量の算定方法等）を有すべき	28%
オフセットプロバイダーは、プロジェクトの追加性を明示することが必要である	15%

\* 166 件のコメントのうち、69 件がこの設問について回答を寄せた。

その他コメント： ある航空会社は、オフセットプロバイダーを監視するための基準を策定することを支持した

Q22. 産業界は自主規則を支援するための役割があると思うか。

結果	割合
産業界の関与を支持する	94%

\* 166 件のコメントのうち、95 件がこの設問について回答を寄せた。

その他コメント： あるオフセットプロバイダーからは、産業界は自主規則を推進するルールを持つべきとの意見があった。

オフセット商品への認証は、オフセットビジネスに付加価値を与え、消費者へより品質の高い商品を提供する誘引となる。認証自体に市場価値があるため、政府はオフセット・プロバイダーに品質マークを付与する際には認証費用を請求する事を提言している。

Q23. 品質マークの管理等を行う組織の運営資金は、品質マークの認可代金及び品質マーク使用の年会費により調達すべきか。

結果	割合
運営資金を品質マークの認可代金・年会費とすることに賛成	45%
運営資金を品質マークの認可代金・年会費とすることに条件付き賛成	33%
運営資金を品質マークの認可代金・年会費とすることに反対	21%

\* 166 件のコメントのうち、78 件がこの設問について回答を寄せた。

その他コメント： 執行団体の運営について、高い透明性が求められるとの意見があった。

Q24. 自主規則は定期的に見直されるべきか。

結果	割合
自主規則は定期的に見直されるべき	98%

\* 166 件のコメントのうち、72 件がこの設問について意見なしとの回答を寄せた。

その他コメント： カーボン・オフセット市場の変化に合わせて見直されるべきとの意見もあった。

Q25. 自主規則の見直し頻度は何年間隔か、毎年の見直しか。

結果	割合
毎年の見直しに賛成	61%

\* 166 件のコメントのうち、95 件がこの設問について回答を寄せた。

その他コメント： 航空会社は、比較的長い見直し期間を支持した。

(5) 次のステップ及び規制影響評価 (Regulatory Impact Assessment) について

Q26. 評価のコスト及び利益、また規制影響評価 (RIA) 部分的に記載されることについて賛成か。

結果	割合
評価に同意しない	73%

\* 166 件のコメントのうち、51 件がこの設問について回答を寄せた。  
その他コメント： RIA に関しては回答数が少なく、追加コメントの大半は評価手法について否定的であった。オフセットプロバイダーからは、概ね賛成との意見が寄せられた。

以 上